

山梨県特殊教育振興審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県の特殊教育振興に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 「障害種別の組合せ」について
- 2 「通学区域の見直し」について
- 3 「知的障害児童生徒増加」への対応について
- 4 「学校名」について

諮 問 の 理 由

本県の特殊教育の歴史は古く、明治42年の「盲人教育所」の設置に始まり、昭和23年の盲・聾学校教育の義務制、昭和54年の養護学校教育の義務制を経て、現在は盲学校1校、ろう学校1校、知的障害養護学校4校（1分校を含む）、肢体不自由養護学校2校、病弱養護学校2校（1分校を含む）、知肢併置養護学校1校の計11校の県立特殊教育諸学校が設置されています。

近年、知的障害養護学校においては、児童生徒数の増加傾向が著しく、教室やスクールバス等の施設設備が不足する状況が生じており、その具体的対応策が求められています。また、肢体不自由養護学校では、「山梨県立養護学校通学区域等に関する規則」に規定されているその通学区域が、広域で地域的にも不均衡になっており、その改善が求められています。

国では、平成17年12月の中央教育審議会答申（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」）を受け、平成18年5月1日に第164回通常国会において、平成19年4月1日を施行期日とする「学校教育法等の一部を改正する法律案」が可決成立したところです。本法改正の第一義は、盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度、いわゆる特別支援学校の創設を実現することにあります。

また、本県においても、平成17年度に設置した山梨県特別支援教育推進検討委員会から、「特殊教育諸学校の抱える今日的諸課題について、特別支援学校の創設と併せて障害種別や学区の見直し等の具体的施策を講じることが望ましい。」との報告を受けています。

このことから、障害種別の組合せ、通学区域の見直し、知的障害児童生徒増加への対応及び学校名について、検討する必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県特殊教育振興審議会を開催し、本県の具体的対応策についてご審議いただきたく諮問するものです。